

重要

「みんなで応援商品券」取扱い加盟店注意事項

◇金融機関での換金方法について

- ◎商品券を換金する場合は、直接金融機関の窓口で換金手続きをお願いいたします。
貴事業所へ訪問する金融機関の行員に商品券の換金を依頼することは出来ません、ご理解をお願いいたします。

- ◎金融機関の窓口では「取扱加盟店登録証」を提示いただくことで、加盟店登録確認作業が簡略化できますので、待ち時間を短縮する為、換金の際は、「取扱加盟店登録証」を持参いただきますよう、お願いいたします。なお、「取扱加盟店登録証」を金融機関窓口で提示されなかった場合、加盟店登録一覧表との照合にお時間をいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。
 - ※「取扱加盟店登録証」紛失の際は、再発行いたします。当委員会事務局までお問合せ下さい。

- ◎換金できる金融機関は、十六銀行、大垣共立銀行、高山信用金庫、飛騨信用組合、飛騨農業協同組合で高山市内の本・支店で、登録事業者が口座を有する金融機関であればどこでも換金ができます。
ただし、十六銀行、大垣共立銀行につきましては、登録事業者が口座を有する支店に直接換金に行っていただきますよう、お願いいたします。

- ◎高山市以外の上記金融機関での換金は出来ません、換金する場合は高山市内の上記金融機関の本・支店のいずれかに新たな口座を開設してください。

◇前回の商品券の使用及び混入の場合

- お客様が前回の未使用商品券を持参された場合は、使用できない旨をお伝え頂き、納得されない場合は、商品券委員会事務局へ申し出ていただくようお願いください。
商品券を受け取ってしまいますと、金融機関並びに商品券委員会におきましても換金することはできませんので、くれぐれもご注意ください。

◇破れや汚れのある商品券を持参された場合

- 破れや汚れのある商品券は、金融機関で換金できない場合があるため、お客様に商品券委員会事務局で交換できる旨をお伝えください。
なお、商品券を受け取ってしまった場合は事務局まで持参していただければ交換します。

◇偽造された商品券では？と疑問がある場合

偽造商品券と思われるような場合は、速やかに商品券委員会へご連絡ください。

商品券は蛍光オレンジを使用して印刷されており、複写等をした場合は「蛍光」がなくなり変色します。

◇商品券で販売できないもの

下記の商品・サービス等については、商品券での販売ができません。

- ・国や地方自治体への支払い（税金、手数料、使用料など）
- ・電気、水道、公共サービス料金、NHK受信料
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・換金性、投機性の高いもの（ビール券、図書カード、ギフト券等の各種商品券（電子マネーを含む）、切手、乗車券（回数券、定期券）、プリペイドカードなど）
- ・出資や債務の支払い
- ・消費の下支えとは言い難い出資、金融商品（宝くじなど）、資産形成、家賃、地代、駐車場など不動産にかかる支払い
- ・車検時の法定費用（自賠責保険料、印紙、自動車重量税）および任意保険料
- ・生命保険料、損害保険料等の保険料の支払い
- ・その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

高山市プレミアム付き商品券委員会事務局

〒506-8678 高山市天満町5-1（高山商工会議所内）

TEL 0577-36-0520（専用ダイヤル 土日祝を除く 9:00～17:00）

FAX 0577-34-5379

E-mail: info@takayama-cci.or.jp